## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」関係条文抜粋

(生活関連等施設)

- 第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。
  - 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十 二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限 る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)
  - 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定する ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供す るものを除く。)
  - 三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用 水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの 事業のため一日につき十万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
  - 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年 法律第七十六号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその 他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であ るもの
  - 五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。)
  - 六 日本放送協会又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の三の一般放送事業者(同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。)が同条第一号の二の国内放送を行う放送局(同条第三号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。)であって、同法第二条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第二条第一号の放送をいう。以下この号において同じ。)をされる同法第二条第四号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
  - 七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める 水域施設又は係留施設
  - 八 空港整備法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条第一項の空港の同法第六条第一項の滑走路 等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸 の安全を確保する

ために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項の航空保安施設

- 九 河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第二章の規定の適用を受けるダム
- 十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

- 第二十八条 法第百三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質 は、次のとおりとする。
  - 一 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第二条第七項の危険物 (同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。)
  - 二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項の毒物及び同条第二項の 劇物(同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当 該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)

- 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項の火薬類
- 四 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガス(同法第三条第一項各号 に掲げるものを除く。)
- 五 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第六十条第一項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)
- 六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第一項第三号に規定する核原料物質を除く。)
- 七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号) 第二条第二項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第三十二条に規 定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)
- 八 薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者 等が取り扱うものに限る。)
- 九 電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧 ガス保安法第二条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受 けることとなるものに限る。)
- 十 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)
- 十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第 一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条 第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項 から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は同法第 二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)

第二十九条 法第百三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措	置
前条第一号に掲げる物質	イ 二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所(消防法第十一条第一項第一号の移送取扱所をいう。以下この項において同じ。)において取り扱うものにあっては、総務大臣 間 消防本部等所在市町村(消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。)以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、これらが設置される区域を管轄する都道府県知事 バ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製	法第二号に対置	号及び第

	造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、当該市町村長	
前条第二号に掲げる物質	イ 毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うものにあっては、当該登録の権限を有する者(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合にあっては、厚生労働大臣及び都道府県知事) ロ 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものにあっては、厚生労働大臣及び都道府県知事	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置
前条第六号に掲げる物質	文部科学大臣(核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第六条第一項に規定する製 錬事業者が所持するものにあっては、経済産業大 臣)	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置
前条第八号に掲げる物質	厚生労働大臣(薬事法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあっては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあっては農林水産大臣)	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置
前条第九号に掲げる物質	経済産業大臣	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置
前条第十号に掲げる物質	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産 及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に 関する法律施行令(平成七年政令第三百九十六号 )第二条第二項に規定する主務大臣	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置
前条第十一号に掲げる物質	経済産業大臣	法第百三条第三 項各号に掲げる 措置

備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。